

改 正 案

現 行

（業務の代理）

第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・一の二（略）

二 保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第一条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。第十条の三第二項及び第三項において同じ。）の資金の貸付けの代理

三〇五（略）

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五（略）

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇二（略）

三 法第六条第三項に規定する業務（同項第五号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三〇二〇十（略）

三〇四 保険業法第二条第二十二項に規定する保険募集（以下「保

（業務の代理）

第四条 法第六条第三項第五号に規定する業務の代理で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・一の二（略）

二 保険会社の資金の貸付けの代理

三〇五（略）

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五（略）

2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇二（略）

三 法第六条第三項各号に規定する業務（同項第五号に掲げる業務、証券取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う業務、第四号、第五号及び第七号に掲げる業務その他金融庁長官の定める業務に該当するものを除く。）

三〇二〇十（略）

三〇四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十二項に規

険募集」という。( )のうち次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

四〜十 (略)

十の二 特定の販売業者又は役務提供事業者(以下この号において「販売業者等」という。 ) から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けることができる金額(金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号において同じ。 ) 又は数量の情報を、これを利用して商品若しくは権利を購入しようとする者又は役務の提供を受けようとする者(以下この号において「利用者」という。 ) から当該金額又は数量に応ずる対価を得て、電気通信回線に接続している自らの使用に係る電子計算機に記録し、又は当該利用者の使用に係る電子計算機に送信し、当該利用者が当該販売業者等から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けた場合に、これに応ずる金銭を当該販売業者等に交付する業務

十一〜三十六 (略)

三〜七 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについて認可の申請等)

第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等(法第十三条の二第六項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。 ) を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

定する保険募集(以下「保険募集」という。 )のうち次に掲げるもの

イ〜ハ (略)

四〜十 (略)

(新設)

十一〜三十六 (略)

三〜七 (略)

(子会社対象銀行等を子会社とすることについて認可の申請等)

第四条の七 長期信用銀行は、子会社対象銀行等(法第十三条の二第六項に規定する子会社対象銀行等をいう。以下この条において同じ。 ) を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四（略）

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。第十六条、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二條において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

2～5（略）

（営業所等の設置等の届出等）

第十条（略）

2（略）

3 長期信用銀行は、銀行法第八条第一項の規定による代理店の設置又は廃止をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～三（略）

（削る）

一～四（略）

五 当該認可に係る子会社対象銀行等を子会社とすることにより、当該長期信用銀行又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（銀行法第十六条の三第一項に規定する基準議決権数をいう。第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二條において同じ。）を超えて保有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

2～5（略）

（営業所等の設置等の届出等）

第十条（略）

2（略）

3 長期信用銀行は、銀行法第八条第一項の規定による代理店（当該代理店の支店（代理店である金融機関の営業所（第十五条の二、第十八条の二、第二十五条の八の二及び第二十六条において「金融機関代理店」という。）を除く。）を含む。）の設置又は廃止をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一～三（略）

4 前項に規定する「金融機関」とは、銀行その他の金融庁長官が別に定める金融機関をいう（第十条の三第二項及び第十五条の二第二項において同じ。）。

（外国における代理店の設置等の認可の申請等）

（外国における代理店の設置等の認可の申請等）

第十条の三（略）

一・二

2 金融庁長官等は、前項の規定による代理店の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～五（略）

六 当該代理店（保険会社及び証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二項に規定する外国証券会社を含む。以下この項及び次項において同じ。）が代理店であるものを除く。）において営む業務が、長期信用銀行の業務の公共性及び顧客の利便に照らし、必要と認められるものであること。

七 当該代理店（保険会社が代理店であるものに限る。）において営む代理業務が資金の貸付けであること。

八 当該代理店（証券会社が代理店であるものに限る。）において営む代理業務が銀行法第十条第一項各号に掲げる業務（証券取引法第三十四条第一項第十号に掲げる業務に限る。）又は銀行法第三十一条に掲げる業務であること。

九（略）

十 代理店になろうとする者が法人（金融機関を除く。）である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ～ハ（略）

十一 代理店になろうとする者が銀行又は次項に規定する金融庁長官が別に定める者である場合には、当該銀行又は金融庁長官が別に定める者が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

第十条の三（略）

一・二

2 金融庁長官等は、前項の規定による代理店の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～五（略）

六 当該代理店において営む業務が、長期信用銀行の業務の公共性及び顧客の利便に照らし、必要と認められるものであること。

（新設）

（新設）

七（略）

八 代理店になろうとする者が法人（金融機関を除く。）である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ～ハ（略）

九 代理店になろうとする者が金融機関である場合には、当該金融機関が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ・ロ (略)

十二 代理店になろうとする者が保険会社である場合には、当該保険会社が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

ロ 代理店になろうとする保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況が保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令第二条第一項又は第四条第一項の表の非対象区分に該当するものであること。

十三 代理店になろうとする者が証券会社である場合には、当該証券会社が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

ロ 代理店になろうとする証券会社の証券取引法第五十二条第一項（外国証券会社に関する法律第二十条において準用する場合を含む。）に規定する自己資本規制比率が百二十パーセント以上であること。

十四 (略)

3 前項第十号に規定する「金融機関等」とは、銀行、保険会社、証券会社その他金融庁長官が別に定める者をいう（第十五条の二第二項において同じ。）。

4 (略)

(代理店の業務の適切性等を確保するための措置)

第十一条 銀行法第八条第三項に規定する長期信用銀行が代理店の業

イ・ロ (略)

(新設)

(新設)

十 (略)

(新設)

3 (略)

(代理店の業務の適切性等を確保するための措置)

第十一条 銀行法第八条第三項に規定する長期信用銀行が代理店の業

務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置は、当該代理店が前条第二項第三号から第十四号までに掲げる基準を満たすために必要なものとする。

(臨時休業の届出等)

第十五条の二 (略)

2 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合には、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 代理店である金融機関等(銀行及び長期信用銀行が代理店であるものに限る。)において当該代理店の業務の全部又は一部の休止に伴い長期信用銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

3 (略)

(銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 九 (略)

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産以外の財産における議決権数が基準議決権数以内となる場合における株式等の取得

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 (略)

2 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所

務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置は、当該代理店が前条第二項第三号から第十号までに掲げる基準を満たすために必要なものとする。

(臨時休業の届出等)

第十五条の二 (略)

2 法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合には、次に掲げる場合とする。

一 四 (略)

五 金融機関代理店において当該代理店である金融機関の業務の全部又は一部の休止に伴い長期信用銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

3 (略)

(銀行法第十六条の三第一項の規定が適用されないこととなる事由)

第十六条 銀行法第十六条の三第二項に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 九 (略)

十 元本の補てんのない信託に係る信託財産としての株式等の所有

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十八条の二 (略)

2 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所

は、次に掲げる営業所とする。

一 長期信用銀行（代理店を含む。次号において同じ。）の無人の営業所

二（略）

（削る）

（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十五条の八の二（略）

2 前項の規定にかかわらず、外国所在長期信用持株会社は、当該外国所在長期信用銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（代理店を含む。次項並びに第四項第一号及び第二号において同じ。）の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3（略）

4 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一・二（略）

（削る）

（届出事項）

は、次に掲げる営業所とする。

一 長期信用銀行（代理店）（第三号に掲げるものを除く。）を含む。  
。次号において同じ。）の無人の営業所

二（略）

三 長期信用銀行の金融機関代理店

（長期信用銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第二十五条の八の二（略）

2 前項の規定にかかわらず、外国所在長期信用持株会社は、当該外国所在長期信用銀行持株会社の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書類（日本語以外で記載されたものを含む。）を当該外国所在長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行（代理店）（金融機関代理店を除く。）を含む。次項並びに第四項第一号及び第二号において同じ。）の営業所（無人の営業所及び外国に所在する営業所を除く。次項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

3（略）

4 銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定める営業所は、次に掲げる営業所とする。

一・二（略）

三 長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の金融機関代理店

（届出事項）

第二十六条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五の四 (略)

六 長期信用銀行の営業所(代理店の営業所を含み、臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)の全部又は一部において、第十五条第三項の規定による営業時間を変更しようとする場合(同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。)

七～二十四 (略)

279 (略)

第二十六条 銀行法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～五の四 (略)

六 長期信用銀行の営業所(金融機関代理店以外の代理店の営業所を含み、臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。)の全部又は一部において、第十五条第三項の規定による営業時間を変更しようとする場合(同条第一項に規定する営業時間が確保されている場合を除く。)

七～二十四 (略)

279 (略)